

寒川町契約規則新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| ～略～ | ～略～ |
| (前金払) | (前金払) |
| 第47条 (略) | 第47条 (略) |
| (加える) | 2 <u>契約金額が1件500,000円を超える委託(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量に係る委託に限る。)</u> の委託契約を行う場合において、契約者が保証事業会社の前払金保証を有するものと確認したときは、当該契約金額の100分の30を超えない範囲の額を前金払することができる。 |
| 2 <u>前項</u> の規定により前金払した工事が、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当するときは、当該契約金額の100分の20を超えない範囲の額を、中間前金払(同項に規定する既にした前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ)することができる。 | 3 <u>第1項</u> の規定により前金払した工事が、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当するときは、当該契約金額の100分の20を超えない範囲の額を、中間前金払(同項に規定する既にした前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ)することができる。 |
| 3 (略) | 4 (略) |
| 4 前項の規定により読み替えて適用する第1項及び第2項の規定にかかわらず、前会計年度末における出来高金額が前会計年度の出来高予定額に達しないときは、出来高金額が前会計年度の出来高予定額に達するまでの間、当該会計年度の前金払をすることができない。 | 5 前項の規定により読み替えて適用する第1項及び第3項の規定にかかわらず、前会計年度末における出来高金額が前会計年度の出来高予定額に達しないときは、出来高金額が前会計年度の出来高予定額に達するまでの間、当該会計年度の前金払をすることができない。 |
| 5 <u>第1項及び第2項</u> (これらの規定を第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による前払金は、契約者の正当な請求書を受理した日から起算して14日以内に支払うものとする。 | 6 <u>第1項から第3項まで</u> (これらの規定を第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による前払金は、契約者の正当な請求書を受理した日から起算して14日以内に支払うものとする。 |
| (前金払の申請手続等) | (前金払の申請手続等) |
| 第48条 契約者は、前条第1項 <u>の</u> 規定により前金払を受けようとするときは、契約締結の日から起算して20日以内に公共工事前金払申請書(第3号様式)に保証事業会社の保証証書を添え | 第48条 契約者は、前条第1項 <u>又は第2項</u> の規定により前金払を受けようとするときは、契約締結の日から起算して20日以内に公共工事前金払申請書(第3号様式)に保証事業会社の保証証書を添え |

て、町長に提出しなければならない。

2 (略)

3 契約者は、前条第2項の規定により中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定請求書(第4号様式の2)を町長に提出して、中間前金払を受ける要件を備えていることの認定を受けなければならない。

4・5 (略)

～略～

(部分払)

第51条 (略)

2 (略)

3 第47条第5項の規定による前金払をした工事についての部分払の額は、次の算式により算定する。

部分払の額 ≤ 出来高金額 × ((9/10) - (前払金額/契約金額))

4～8 (略)

～略～

て、町長に提出しなければならない。

2 (略)

3 契約者は、前条第3項の規定により中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定請求書(第4号様式の2)を町長に提出して、中間前金払を受ける要件を備えていることの認定を受けなければならない。

4・5 (略)

～略～

(部分払)

第51条 (略)

2 (略)

3 第47条第6項の規定による前金払をした工事についての部分払の額は、次の算式により算定する。

部分払の額 ≤ 出来高金額 × ((9/10) - (前払金額/契約金額))

4～8 (略)

～略～

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。